

パチスロ機からメダルを不正取得した事例

(最高裁第一小法廷決定平成21年6月29日)

I. 事実の概要

被告人が、共犯者 A と共謀の上、パチスロ店に侵入し、A が同店に設置された回胴式遊技機において、所携の針金を差し込んで誤動作させるなどの方法（「ゴト行為」）により、メダルを不正に取得する間、A のゴト行為を隠ぺいする目的で隣の台において通常の方法により遊戯し、メダルを取得した。犯行発覚時、A の座っていた台の下皿に入っていたメダル 72 枚は全てゴト行為によって取得されたものであり、他方、被告人の持っていたドル箱には被告人が通常の遊戯方法によって取得したメダルと A がゴト行為によって取得したメダル 486 枚が混在していた。

なお、原判決では、被告人の遊戯方法も本件犯行の一部となっており、被告人の取得したメダルも本件被害品といえることができるから下皿とドル箱内のメダル 486 枚全てについて窃盗罪が成立すると判示された。

II. 判旨

- (1) A がゴト行為により取得したメダルについて窃盗罪が成立し、被告人もその共同正犯であったということとはできるものの、被告人が自ら取得したメダルについては、被害店舗が容認している通常の遊戯方法により取得したものであるから、窃盗罪が成立するとはいえない。
- (2) 本件において窃盗罪が成立する範囲は、前記下皿内のメダル 72 枚のほか、前記ドル箱内のメダル 414 枚の一部にとどまるというべきである。

III. 判例の評釈

- (1) パチスロ機からのメダルの不正取得に関する事例としては、最高裁第二小法廷決定平成19年4月13日¹があり、この判例において、パチスロ機からメダルを取得する場合における窃盗罪の成否の判断においては、**被害店舗のメダル管理者の意思に反するか否か**が重要な要素であると確認された。そして、本件においては、少なくともゴト行為が行われたとは別の台で通常の遊戯方法によっている場合には、パチスロ店の営業の前提である**パチスロ機が一定の出玉率で作動することなどに直接関わらない**ことからしても、メダル管理者の合理的意思の解釈として、これに反するとはいえないと考えられ、本決定はこの事実関係を前提に被告人の取得したメダルに関して窃盗罪は成立しないと判断したものと解される。
- (2) 従前、窃取した財物と窃取したとはいえない財物が区別困難な場合に、その全体について窃盗罪を認める高裁判例²が見られたが、本決定においては、このような立場を採らない立場を示したものと解される。本来可分なメダルについて、窃取したものと窃取したとはいえないものを区別困難というだけで全体について窃盗罪が成立というのは理論的に説明が困難であり、本決定はその点を考慮したものと考えられている。

IV. 私見

本決定は、窃取したものと窃取したとはいえないものが区別困難な場合に窃盗罪の成立範囲を限定した点で重要な判例といえる。

しかし、被告人の行為は A のゴト行為を隠すための壁役として重要な行為であり、出玉率に直接関わらないとしても、メダル管理者にそのような行為を容認する意思はないと思われる。とすれば、被告人の行為は本件犯行の一部をなすとし、被告人の行為によって得られたメダルにも窃盗罪が成立するとした原判決の考え方を支持する。

¹ この決定では専らメダルの不正取得を目的として体感機を使用する意図のもと、「これを身体に装着し不正取得の機会をうかがいながらパチスロ機で遊戯すること自体、通常の遊戯方法の範囲を逸脱するものであり、パチスロ機を設置している店舗がおよそそのような様態による遊戯を許容していないことは明らかである」とし、当該パチスロ機で取得したメダルについては、「本件機器の操作の結果取得されたものであるか否かを問わず、被害店舗のメダル管理者の意思に反してその占有を侵害し自己の占有に移したものであるべき」とした。

² 東京高判昭29.11.20、東京高判昭43.4.26、東京高判昭48.9.26 など